

埼玉県訓令第十号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「文書課長が」の下に「特に必要が認められるものとして」を加え、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項ただし書中「ただし」を「また」に改め、「帳簿若しくは用紙を用いる」を削り、「定める方法」の下に「であつて文書課長が必要と認めるもの」を加え、同条第三項中「書類（電磁的記録を含む。）」を「電子文書等」に改める。

附則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の訓令の規定は、文書課長の定めるところにより、起案日をこの訓令の施行の日以降とする起案文書から適用し、同日前を起案日とする起案文書については、なお従前の例による。